

# 公害防止管理者研修会

## 環境関連法令の改正動向と 留意点(水質・土壌関係)

令和5年2月

静岡県くらし・環境部環境局 生活環境課



# 本日の説明事項

- I 水環境関係法令の改正の経緯
- II 水質汚濁防止法の概要等
- III 土壌汚染対策法に基づく手続き
- IV 環境保全行政の体制

# I 水環境関係法令の改正の経緯

## ◆水質汚濁防止法制定(昭和45年)後の改正等

昭和47年:水質汚濁防止法改正(無過失損害賠償責任制度)

昭和53年:水質汚濁防止法改正(総量規制制度)

平成元年:水質汚濁防止法改正(地下水汚染対策、事故時の措置)

平成2年:水質汚濁防止法改正(生活排水対策)

平成5年:環境基本法施行

平成12年:ダイオキシン類対策特別措置法施行

平成15年:土壌汚染対策法施行

平成18年:水生生物の保全に係る環境基準の類型指定

平成22年:水質汚濁防止法改正(測定記録・保存、事故措置他)

:土対法一部改正(一定規模以上の土地形変届出等)

平成23年:水質汚濁防止法改正(地下水汚染の未然防止)

平成30年:土壌汚染対策法改正

## Ⅱ 水質汚濁防止法の概要等

- 1 水質汚濁防止法の概要
- 2 立入検査の状況
- 3 水質の常時監視(公共用水域・地下水)
- 4 水質汚濁事故

## Ⅱ-1 水濁法の概要(目的)

[法第1条]

この法律は、

- ① **工場及び事業場**から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、
- ② **生活排水対策**の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに
- ③ 工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ること

を目的とする。

# II-1 水濁法の概要(定義)

## <公共用水域>

河川、湖沼、港湾、沿岸海域 その他公共の用に供される水域 及びこれらの水域に接続する公共溝渠、かんがい用水路等に接続する水路 (公共下水道及び流域下水道で終末処理場を設置しているものを除く。)

## <特定施設>

次の① 又は ② の汚水又は廃液を排出する施設で、 **政令で定めるもの**。

- ①健康被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの(有害物質)を含む
- ②政令で定める項目に関し生活環境を阻害するおそれがある程度のもの

## <特定事業場>

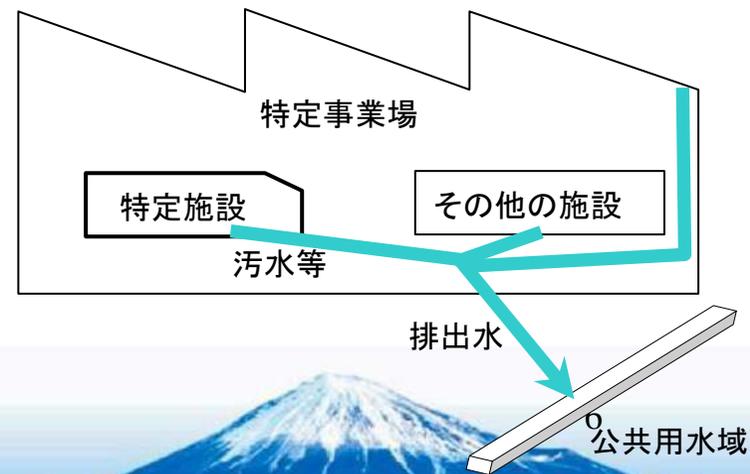
特定施設を設置する工場又は事業場

## <汚水等>

特定施設から排出される汚水又は廃液

## <排出水>

特定事業場から公共用水域に排出される水



# II-1 水濁法の概要(法体系)

## 環境基本法

環境基準(公共用水域)  
(健康項目・生活環境項目)

類型あてはめ  
(生活環境項目)

環境基準(地下水)  
(健康項目)

## 水質汚濁防止法

排水基準 一般排水基準(国)(健康項目・生活環境項目)  
上乗せ排水基準(都道府県)(第3条3項)

地下浸透基準

指定物質

### 【常時監視】

公共用水域

地下水

都道府県による測定計画

国・地方自治体による常時監視

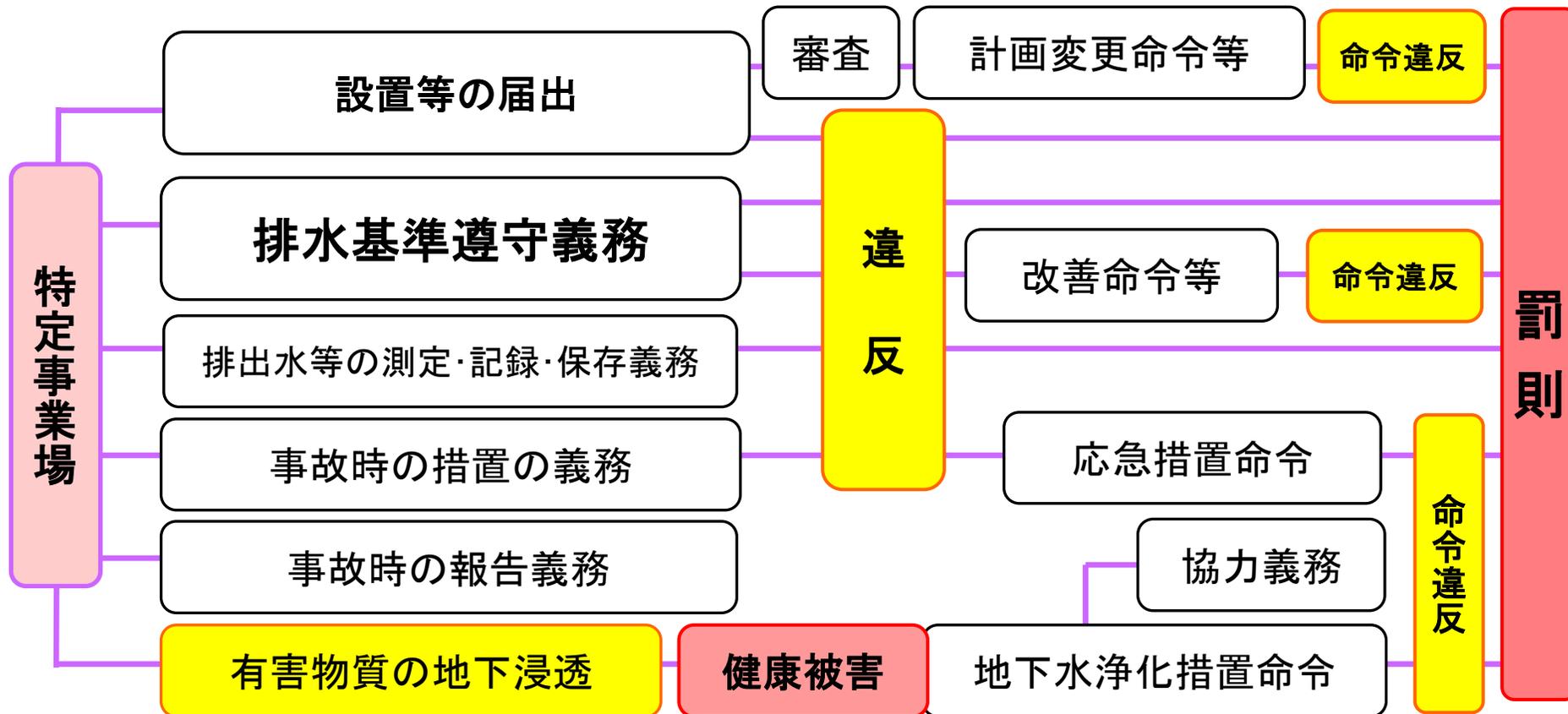
結果の公表

### 【報告徴収及び立入検査】

都道府県知事は、特定施設や有害物質貯蔵指定施設の状況や、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

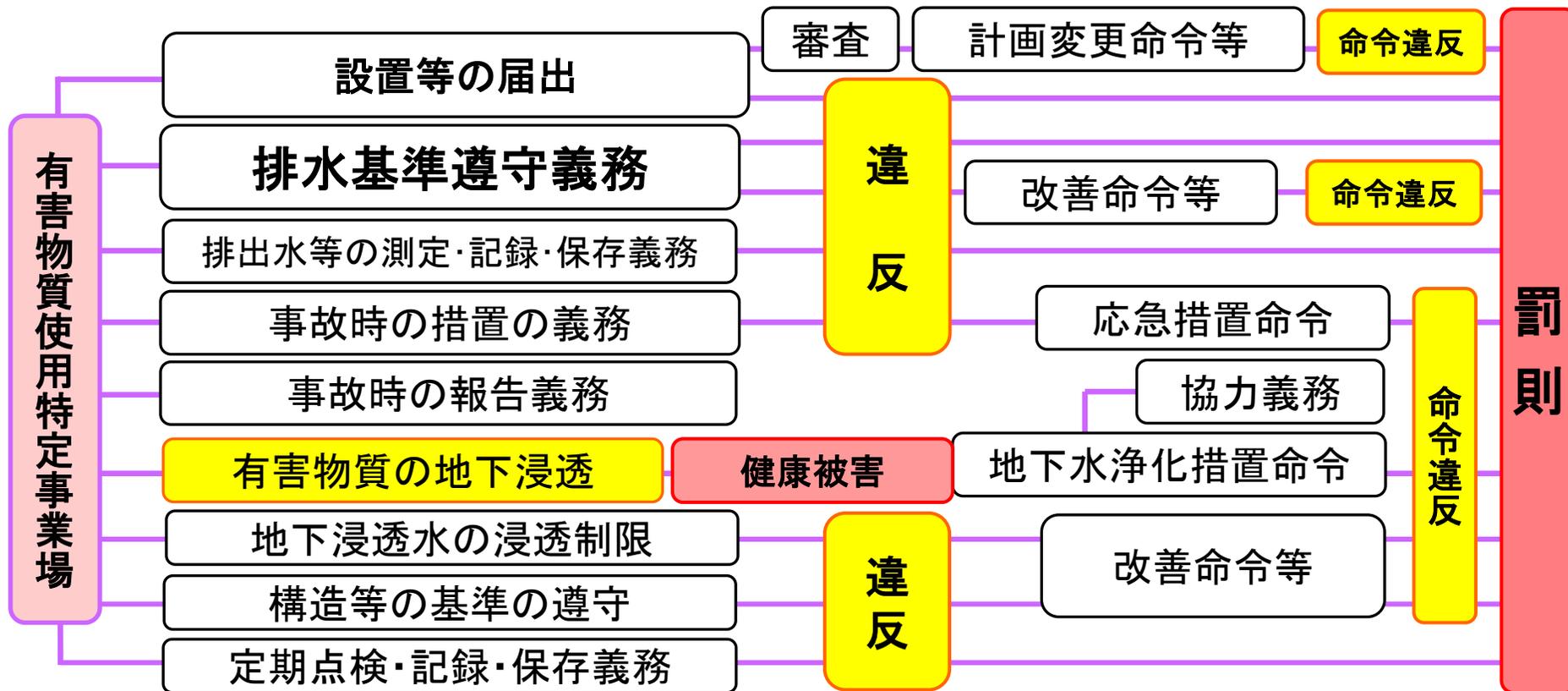
# II-1 水濁法の概要(法体系)

【特定事業場への規制】(有害物質使用特定事業場を除く)



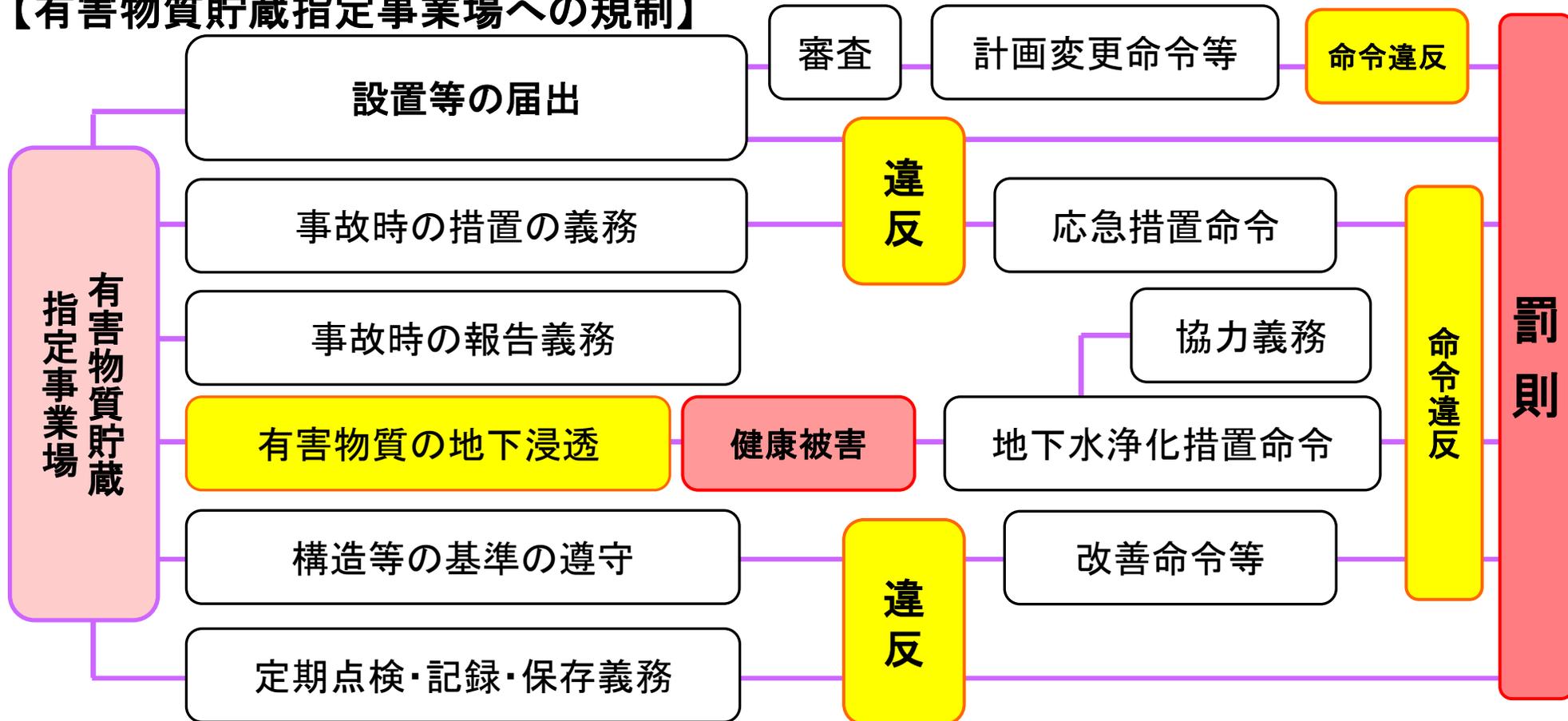
# II-1 水濁法の概要(法体系)

## 【有害物質使用特定事業場への規制】



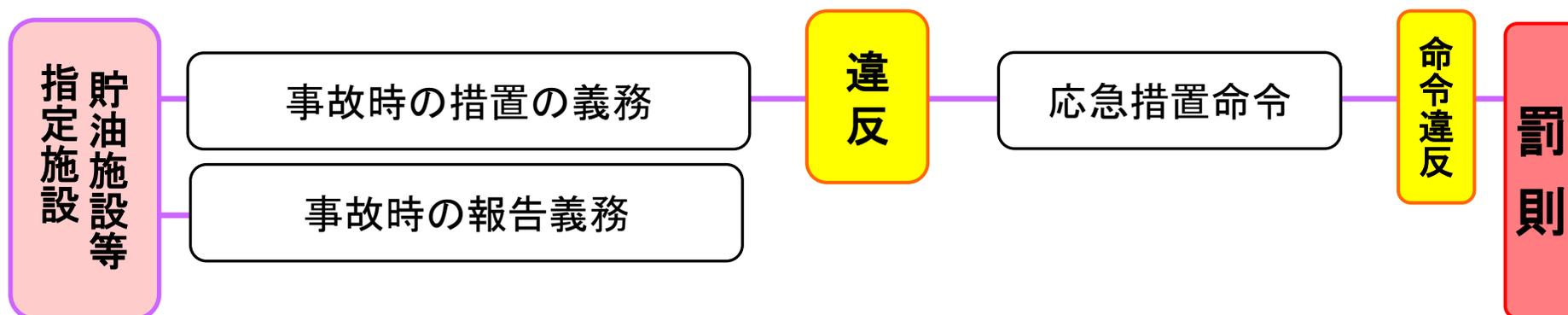
# II-1 水濁法の概要(法体系)

## 【有害物質貯蔵指定事業場への規制】



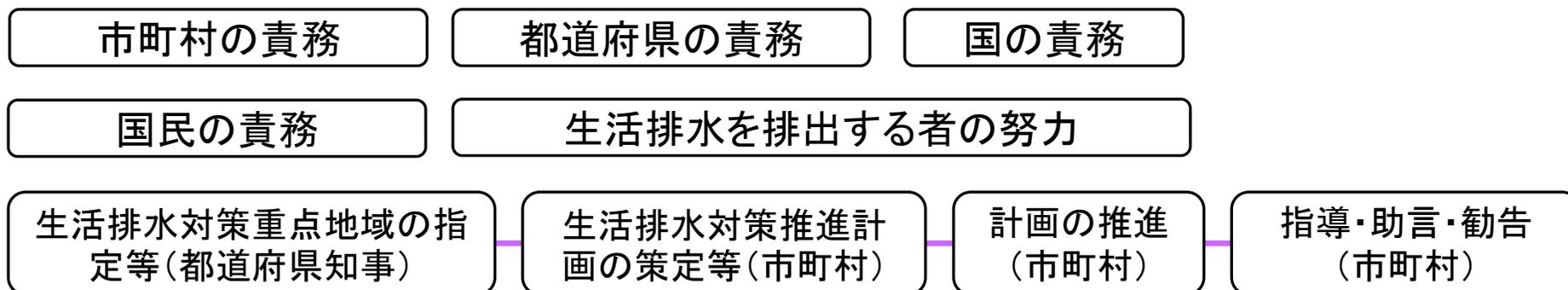
## II-1 水濁法の概要（法体系）

【有害物質貯蔵指定施設以外の指定施設、貯油施設等への規制】

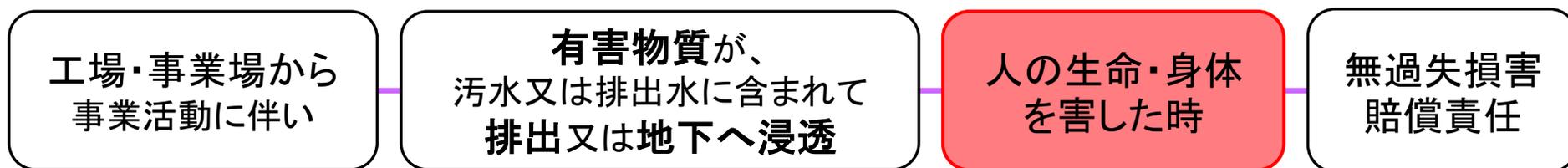


# II-1 水濁法の概要(法体系)

## 【生活排水対策】



## 【損害賠償】



## 【総量規制制度】(静岡県では指定地域なし)



# Ⅱ-1 水濁法の概要(排水基準)

## ＜省令で定める排水基準(一般排水基準)＞

### 有害物質に関する排水基準

- ・ 全公共用水域を対象とし、全ての特定事業場に対し一律の基準
- ・ 排出水の量を問わず適用される

(暫定排水基準が、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物において、一部業種に設定されている)

### 生活環境項目に関する排水基準

- ・ 全公共用水域を対象とし、全ての特定事業場に対し一律の基準
- ・ 1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上の場合に適用される
- ・ 窒素含有量と燐含有量の基準は、環境大臣が定める海域・湖沼及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に適用される

(暫定排水基準が、亜鉛、窒素・燐(海域)について、一部業種に設定されている)

## ＜都道府県条例で定める排水基準(上乘せ排水基準)＞ [法第3条第3項]

- ・ 水域を指定し、より厳しい排水基準を都道府県条例で定めることができる
- ・ 1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>未満の排出水に対する基準等も設定できる(裾下げ規制)
- ・ 一般排水基準による規制にない項目についても排水規制を設定できる(横出し規制)

# Ⅱ-1 水濁法の概要（排水基準（健康項目））

## ＜有害物質に関する一般排水基準＞

有害物質の種類	許容限
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L

有害物質の種類	許容限
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(*)100mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5mg/L

(\*) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

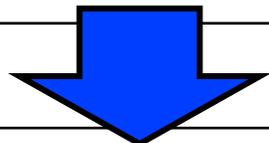
備考 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

## ◎ 暫定排水基準設定・見直し

排水基準見直しへの対応が著しく困難な場合などに、経過措置として、一定期間に限って適用する暫定排水基準が設定される。

### ◎今年度暫定排水基準が見直された項目

- ・ほう素及びその化合物
- ・ふっ素及びその化合物
- ・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物



令和4年7月1日～

一般排水基準への移行及び新たな暫定排水基準が適用された業種あり



# ◎ほう素及びその化合物の暫定排水基準の見直し

単位(mg/L)

見直し前			見直し後		
業種その他の区分	基準値	適用期間	業種その他の区分	基準値	適用期間
電気めっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	30	R1.7.1～ R4.6.30	同左	30	R4.7.1～ R7.6.30
ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40		同左	40	
金属鋳業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	100		同左	100	
下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を利用するものに限る。)に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	50		同左	<u>40</u>	当分の間
旅館業(温泉を利用するものに限る。)	500		旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	<u>300</u>	
		旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500		



# ◎ふっ素及びその化合物の暫定排水基準の見直し

単位 (mg/L)

業種その他の区分	見直し前		見直し後	
	基準値	適用期間	基準値	適用期間
ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	12	R1.7.1～ R4.6.30	12	R4.7.1～ R7.6.30
電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15		15	
電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が5立方メートル未満であるものに限る。)	40		40	
旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15		15	当分の間
旅館業(温泉(自然に湧出しているもの掘削により湧出させたものを除く。以下 同じ。を除く。以下この欄において同じ。)を利用するものであって一日当たりの平均的な排出水の量が 50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30		30	
旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。)を利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が 50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50		50	

全業種で暫定排水基準の適用期間が延長された



# ◎アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の 暫定排水基準の見直し

単位 (mg/L)

現行			見直し後		
業種その他の区分	基準値	適用期間	業種その他の区分	基準値	適用期間
下水道業(下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第24条の2第1項第1号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。)	130	R1. 7. 1～ R4. 6. 30	同左	一般排水基準	—
酸化コバルト製造業	120		同左	一般排水基準	
畜産農業	500		畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号のニロに掲げる施設を有するものに限る。)→牛房施設	300	R4. 7. 1～ R7. 6. 30
			畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号のニイに掲げる施設を有するものに限る。)→豚房施設	400	
			畜産農業(上記以外)	一般排水基準	—
ジルコニウム化合物製造業	600		同左	350	R4. 7. 1～ R7. 6. 30
モリブデン化合物製造業	1400		同左	1300	
バナジウム化合物製造業	1650		同左	1650	
貴金属製造・再生業	2800		同左	2800	



# Ⅱ-1 水濁法の概要(排水基準(生活環境項目))

## ＜生活環境項目に関する一律排水基準＞

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	海域以外 5.8-8.6 海域 5.0-9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質(SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
磷含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)

備考 1 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

2 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

3 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

4 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

## Ⅱ-1 水濁法の概要(第3条第3項)

### 上乘せ排水基準(昭和47年 条例第27号)

#### ◆水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき都道府県が条例で規定する排水基準

- ⇒一律排水基準では水質の汚濁の防止上、十分でないと思われる水域がある場合に設定する。
- ⇒47都道府県全てで上乘せ排水基準を設定している。
- ⇒静岡県では伊豆水域から浜名湖水域までのほぼ全ての水域において、業種・排出水量毎、必要な項目を設定している。  
(BOD、COD、SS、亜鉛、銅、クロム等)

## Ⅱ-2 立入検査等の状況(政令市含む県計)

### 特定施設の届出状況(令和3年3月31日現在)

	全特定事業場	全特定事業場のうち 日量50m <sup>3</sup> 以上	全特定事業場のうち 有害物質使用	有害物質貯蔵指定施設	条例届出 件数
静岡県	10,900	1,463 (13.4%)	590 (5.4%)	177	126
全国	254,658	27,627 (10.8%)	17,391 (6.8%)	3,873	—

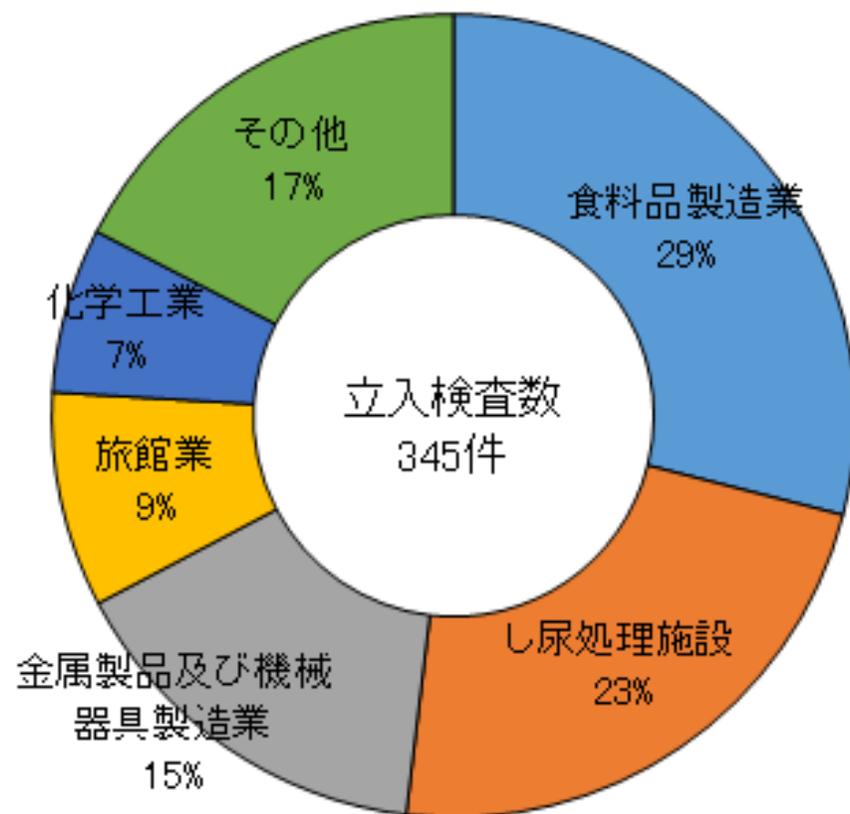


# 立入検査数：政令市含む県計、( )内県分

年度	立入検査数		違反数
		うち採水検査実施	
H24	1,054(594)	872(491)	80(29)
H25	1,098(624)	814(472)	38(20)
H26	1,048(616)	828(500)	35(20)
H27	961(524)	758(442)	46(14)
H28	1,018(599)	773(484)	39(21)
H29	843(391)	607(284)	27(12)
H30	841(413)	607(278)	30(17)
R元	807(400)	528(279)	21( 6)
R2	702(381)	345(102)	19( 9)
R3	688(345)	505(268)	18( 8)



# 立入検査数と違反件数(R3、県実施分)



## 違反件数

業種	件数
食料品製造業	6
し尿処理施設	1
化学工業	1
合計	8

## Ⅱ-3 水質の常時監視(公共用水域)

- ◆ **常時監視**: 水濁法第15条第1項  
令和4年度181地点、22,386点
- ◆ **測定計画**: 水濁法第16条、毎年策定する
- ◆ **公表**: 令和3年度の県BOD、CODの達成率は95%
- ◆ **環境基準**: **健康項目**(有害物質27項目: 重金属、VOC他)  
**生活環境項目**(pH、BOD、COD他)
- ◆ **水域類型の指定**: 環境基本法第16条第2項  
42河川、2湖沼、5海域

# 健康項目(人の健康の保護に関する環境基準)

## ◆昭和45年(7項目)

カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀

## ◆昭和50年(1項目)

PCB

## ◆平成5年(15項目)

ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

## ◆平成11年(3項目)

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

## ◆平成21年(1項目)

1,4-ジオキサン

計27項目

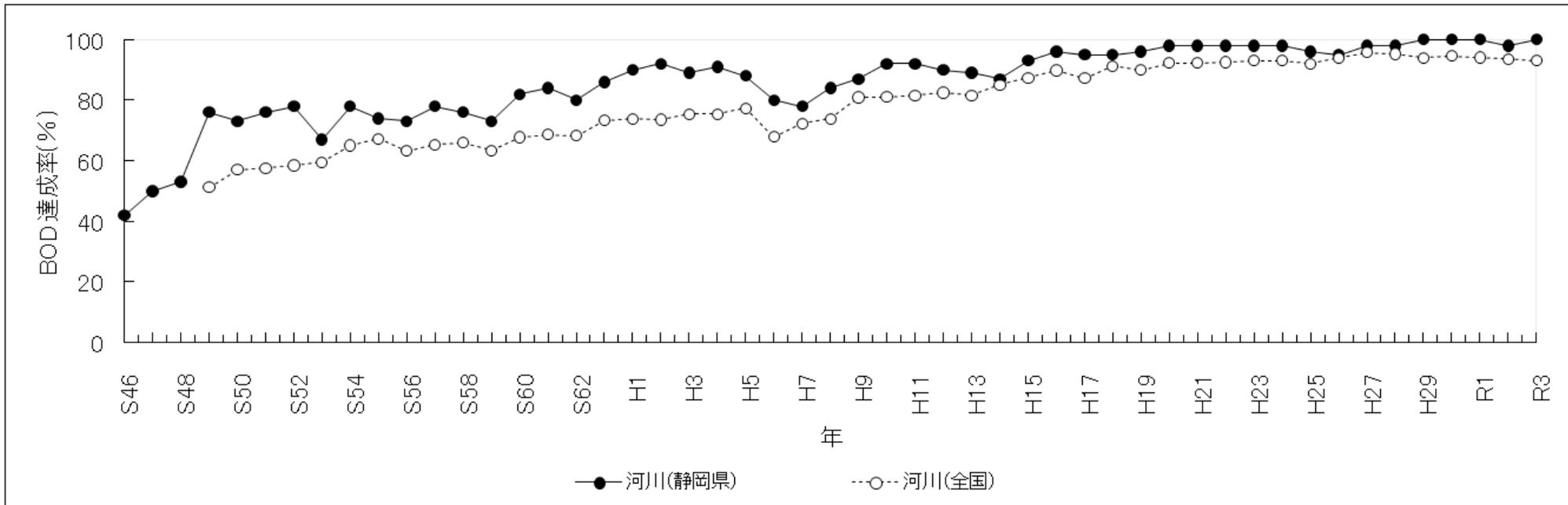
# 生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準）

- ◆ pH（水素イオン濃度）
- ◆ BOD（生物化学的酸素要求量） ・ ・ ・ 河川
- ◆ COD（化学的酸素要求量） ・ ・ ・ 湖沼、海域
- ◆ SS（浮遊物質） ・ ・ ・ 河川、湖沼
- ◆ DO（溶存酸素量）
- ◆ 大腸菌群数
- ◆ n - ヘキサン抽出物質（油分等） ・ ・ ・ 海域
- ◆ 全窒素 ・ ・ ・ 湖沼、海域
- ◆ 全燐 ・ ・ ・ 湖沼、海域
- ◆ 全亜鉛（H15 水生生物環境基準）
- ◆ ノニルフェノール（H24 水生生物環境基準）
- ◆ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（H25 水生生物環境基準）
- ◆ 底層溶存酸素量（H28 水生生物環境基準）

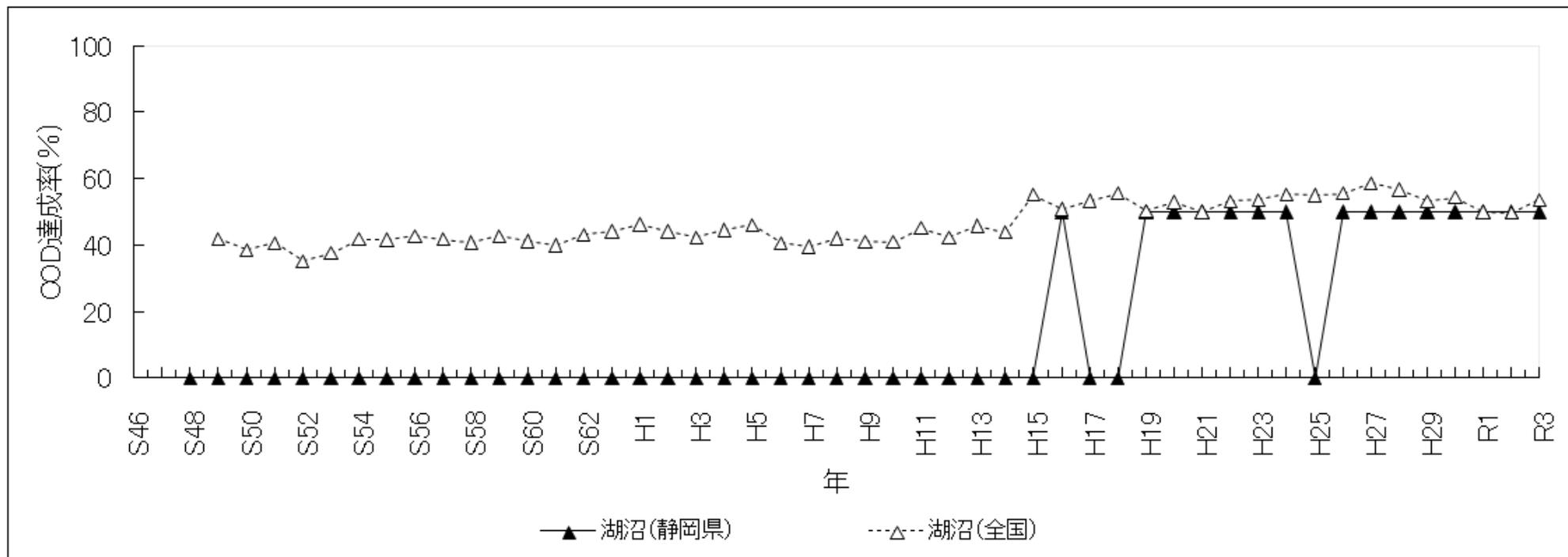
計13項目



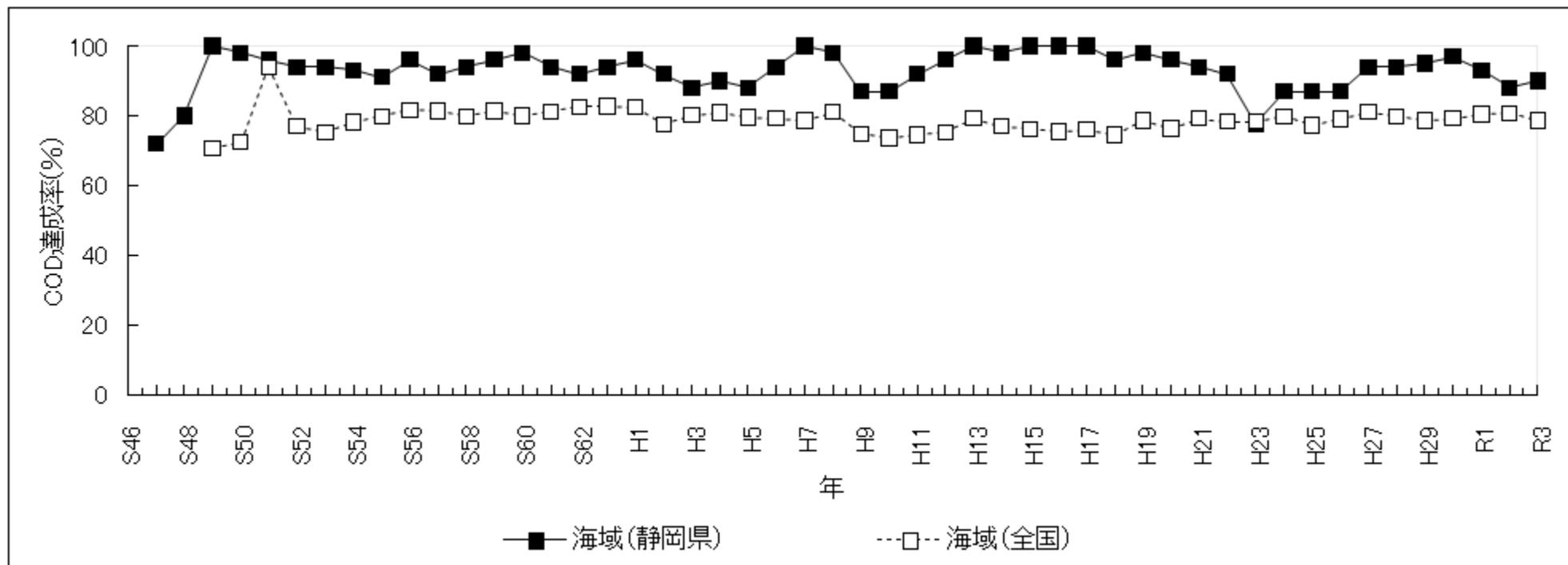
# 環境基準達成率（河川、BOD）



# 環境基準達成率（湖沼、COD）



# 環境基準達成率（海域、COD）



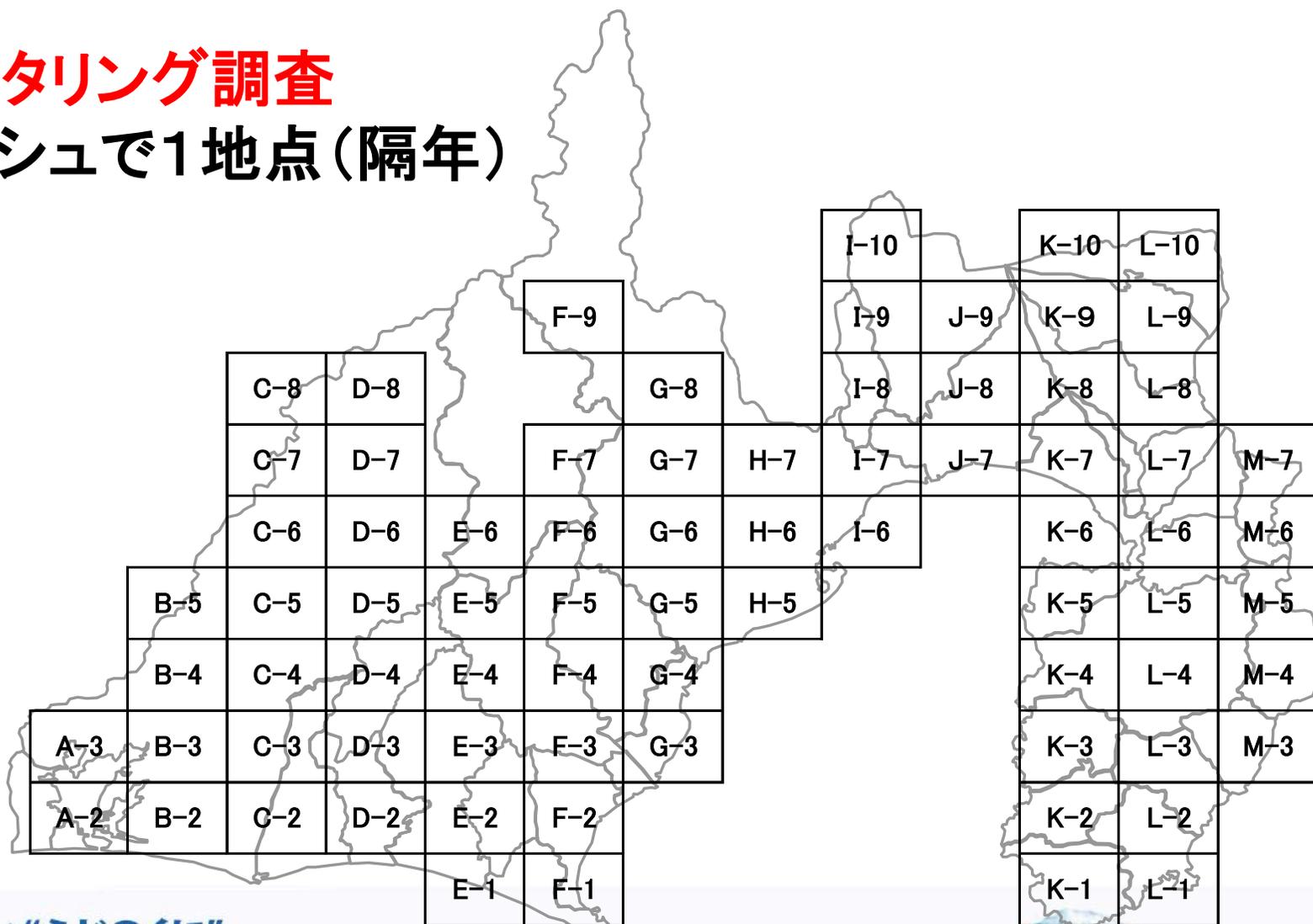
## Ⅱ-3 水質の常時監視(地下水)

- ◆ **常時監視**: 水濁法第15条
- ◆ **環境基準**: 地下水環境基準 28項目
- ◆ **環境モニタリング調査**  
調査実績のない井戸を新たに調査  
県内を10kmメッシュに区切り調査(最大45地点)
- ◆ **定点モニタリング調査**  
環境基準非達成の井戸を毎年調査(38地区133地点)  
対照井戸を設けて地下水の汚染範囲を把握
- ◆ **特定地下浸透水の浸透禁止**: 水濁法第12条の3
- ◆ **地下水の浄化措置命令** : 水濁法第14条の3

## Ⅱ-3 水質の常時監視(地下水)

### 環境モニタリング調査

10kmメッシュで1地点(隔年)



## Ⅱ-3 水質の常時監視(地下水)

### 令和3年度結果

◆環境モニタリング 全38地点で環境基準を達成

◆定点モニタリング 38地区(133地点)中27地区(43地点)基準超過

項目	地区数	地点数
六価クロム	1	1
砒素	7	9
四塩化炭素	1	1
クロロエチレン	2	2
1,2-ジクロロエチレン	2	2
トリクロロエチレン	6	9
テトラクロロエチレン	7	8
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8	13
ふっ素	2	3
計	36	49

## Ⅱ-4 水質汚濁事故

### ◆事故時の措置(法第14条の2)

- ① **特定事業場**における事故による**有害物質、生活環境項目**の排出、浸透防止に対する**応急措置と届出**
- ② **指定事業場**における事故による**有害物質、指定物質**の排出、浸透防止に対する**応急措置と届出**
- ③ **貯油施設等**における**施設等の事故への措置と届出**
- ④ **応急措置の命令**

# 指定物質の追加について

## 水質汚濁防止法施行令の改正（令和5年2月1日施行）

### 【4物質を指定物質に追加】

- ・アニリン
- ・ペルフルオロオクタン酸及びその塩（PFOA及びその塩）
- ・ペルフルオロ（オクタンーースルホン酸）及びその塩（PFOS及びその塩）
- ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

### 指定物質とは・・・

公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に被害を生ずるおそれのある物質として政令で定めるもの（有害物質、油を除く）。

### 事故時の対応

指定施設※<sup>1</sup>で事故が発生し、有害物質又は、指定物質を含む水が指定事業場※<sup>2</sup>から公共用水に排出、又は地下に浸透した際には、**応急の措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出なければならない。**

※1 指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設

※2 指定施設を設置する事業場



## Ⅱ-4 水質汚濁事故

### ◆本県における水質事故への対応

①『水質汚濁に係る事故時の処理要領』に基づき対応

②連絡体制フロー

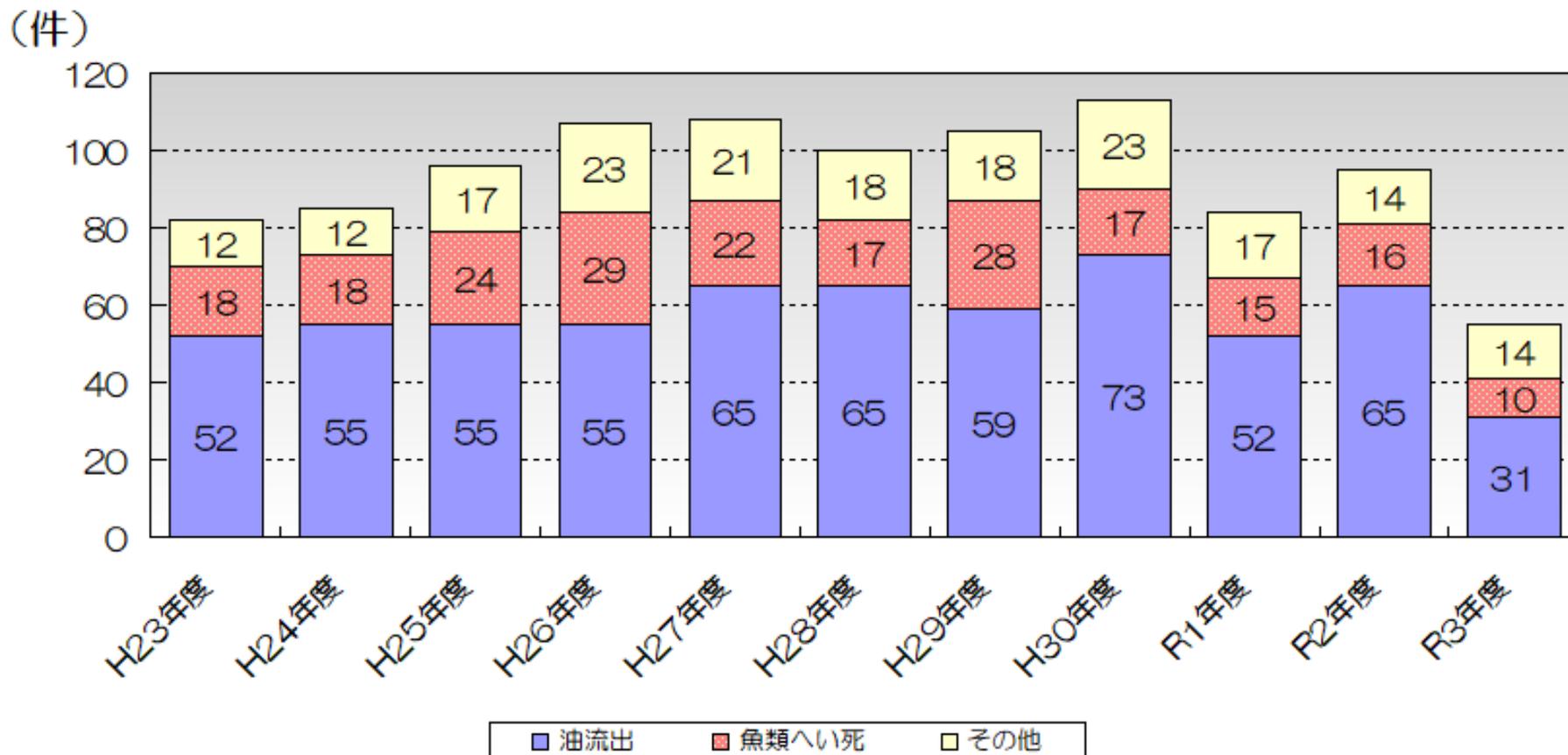
事故発見者⇒市町等⇒県生活環境課、県東部・中部・西部健康福祉センター、県土木事務所⇒関係各課

③狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川は  
国土交通省の水質汚濁連絡協議会等の要領

④現地状況把握、汚濁物質・原因者の特定、事業者指導

⑤魚類へい死対応マニュアル(当課HP参照)

# 水質汚濁事故の発生状況



環水大発第 1912181 号

令和元年 12 月 18 日

都道府県知事  
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長

自然災害による水質汚濁事故時の措置の徹底について

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 14 条の 2 においては、特定事業場、指定事業場及び貯留事業場等（以下「特定事業場等」という。）における事故時の措置が定められているところであるが、近年、風水害等による特定事業場等からの水質汚濁事故が頻発している。については、同条の規定の運用を徹底的に徹底し、貴職において、事故の状況及び講じた措置の概要を可能な限り迅速かつ的確に把握されるようお願いする。

また、法第 24 条第 1 項においては、「環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。」とされているが、事故時においては、早急の対応が求められることから、該当する事象が発生した場合には、同項に基づき環境大臣からの求めを待たず、別紙要領に基づき連絡をお願いする。

なお、連絡いただいた情報は、水質汚濁事故による健康被害の防止に関し適切かつ迅速に対応するため、必要に応じ、関係府省庁と共有することを想定しており、事態の状況によっては、事前で了解を得た上で、環境省において公表する場合があります。これをあらかじめ申し添える。また、環境省において、定期的にこれらに係る情報をとりまとめ、貴都道府県・政令市に提供することで、今後の水質汚濁事故の防止の参考にしていただくことを想定している。

水質汚濁事故時における連絡要領

令和元年 12 月  
環境省水・大気環境局長

## 1. 目的

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）に規定する特定事業場、指定事業場及び貯留事業場等（以下「特定事業場等」という。）から同法に規定する有害物質、指定物質又は油が流出（地震、風水害、火山活動等の自然災害に起因するものを含む）し、人の健康への被害又は生活環境に係る著しい被害の発生のおそれがある場合を想定し、各都道府県及び水質汚濁防止法政令市から環境省への連絡要領を定め、情報共有と連携を確保することにより、水質汚濁事故発生時における適切な対応に資することを目的とする。

## 2. 連絡の方法

## (1) 連絡対象とする水質汚濁事故

都道府県及び水質汚濁防止法政令市の環境部局は、法第 14 条の 2 第 1 項から第 3 項までに掲げる水質汚濁事故（自然災害に起因する特定事業場等における事故を含む。）が発生し、人の健康への被害又は生活環境に係る著しい被害が発生するおそれがある場合には、(2) に定める方法によって情報連絡を行うものとする。

## (2) 連絡内容及び連絡先

都道府県及び水質汚濁防止法政令市の環境部局は、特定事業場等の設置者等から水質汚濁事故に関する情報を得た場合は、速やかに次のとおり関係者へ連絡するものとする。また、その後の経過についても適宜環境省へ情報提供を行うものとする。

## 1) 連絡内容

- ① 発生（想定）日時及び発生場所（原因特定事業場等の名称及び住所）
- ② 発生した水質汚濁事故の概要（流出した（可能性がある）物質名等を含む）
- ③ 環境部局における対応方針・状況
- ④ 関係自治体・国の関係機関への連絡状況、住民等への周知の状況
- ⑤ 法第 14 条の 2 第 1 項から第 3 項までにに基づく応急の措置の内容等
- ⑥ 法第 14 条の 2 第 4 項に基づき貴都道府県・政令市から命令した事項及び貴都道府県・政令市から指導した事項

※これらについては、第一報報告時未定、不明である場合や災害等で現地に近づくことが困難な場合等は、一旦その旨報告していただき、追って報告いただくようお願いする。

## 2) 連絡先

- 宅に公共用水域への流出事故の場合：水環境課  
土に地下水への流出事故の場合：土壌環境課地下水・地盤環境室

# Ⅲ 土壌汚染対策法に基づく手続きについて



# < 土壌汚染対策法の基本的な流れ >

調査の契機

## 制度 調査

- ①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき (第3条)
  - 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能 (第3条第1項ただし書)
  - 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壌汚染状況調査を行うこと (第3条第7項・第8項)
- ②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき (第4条)
  - 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
  - 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能 (第4条第2項)
- ③土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき (第5条)
- ④自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる (第14条)

①～③においては、土地の所有者等\*が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告  
\*法第4条第2項の場合は土地の形質の変更をしようとする者

土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合

## 区域の指定等

- 要措置区域 (第6条)
 

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

  - 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと (第7条)
  - 土地の形質の変更の原則禁止 (第9条)
- 形質変更時要届出区域 (第11条)
 

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域 (摂取経路の遮断が行われた区域を含む)

  - 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行うこと (第12条)

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

## 汚染土壌の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壌の搬出の規制 (第16条、第17条) (事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守)
- 汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務 (第20条)
- 汚染土壌の処理業の許可制度 (第22条)

## その他

- 指定調査機関の信頼性の向上 (指定の更新、技術管理者の設置等) (第32条、第33条)
- 土壌汚染対策基金による助成 (汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成) (第45条)

健康被害防止措置

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



# 有害物質使用特定施設の使用を廃止



## 土壤汚染状況調査を行う義務が発生



### ①土壤汚染状況調査の**実施**※1

※1 土壤汚染状況調査は、環境大臣等により指定された「指定調査機関」に調査を依頼する必要があります。



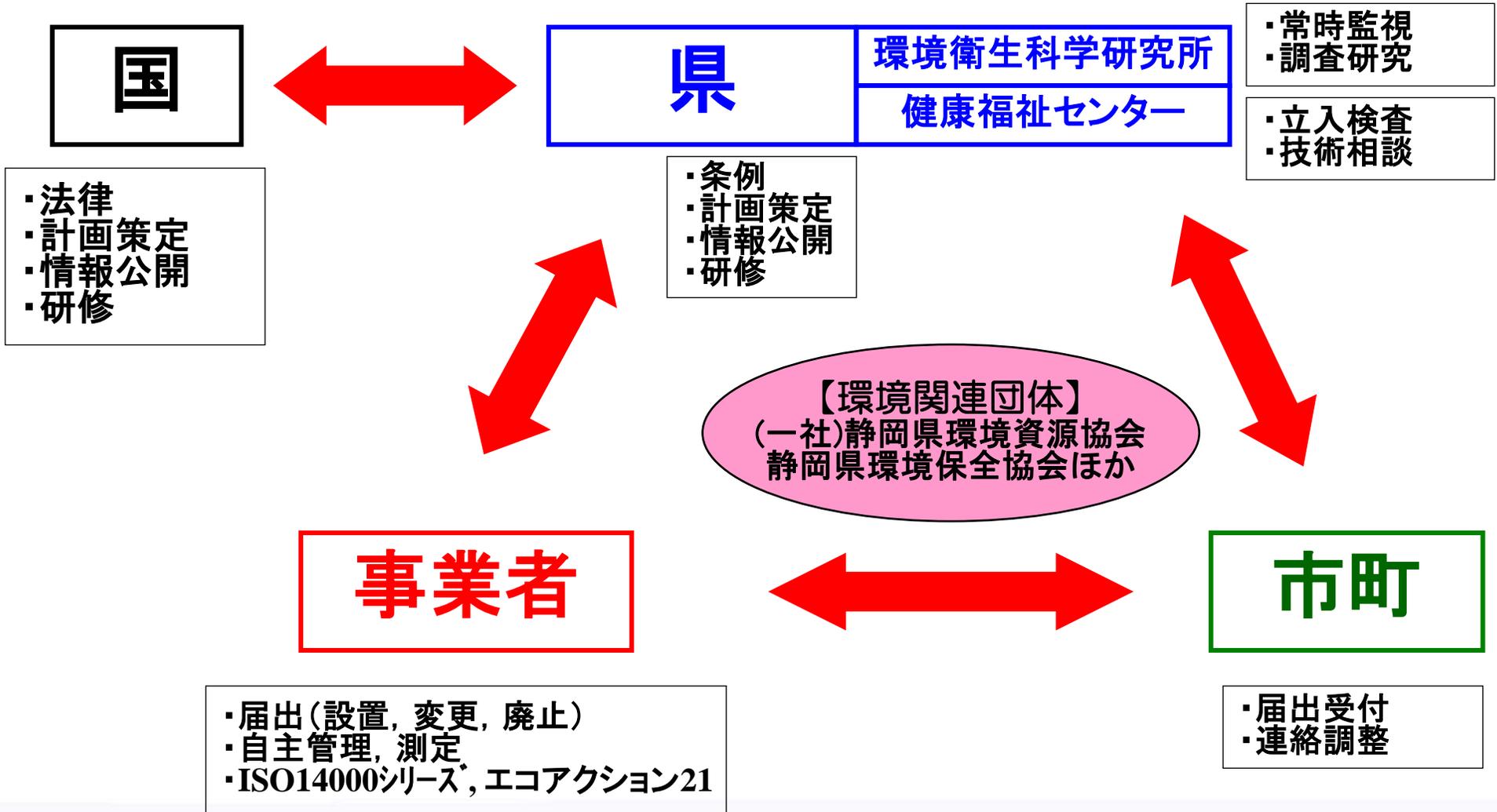
### ②土壤汚染状況調査の**猶予を受ける**※2

※2 猶予を受けるには、一定の要件があります。

★有害物質使用特定施設を廃止することになりましたら、  
事前に健康福祉センター等に御相談ください。  
(※静岡市、浜松市、沼津市、富士市の場合は各市)



# IV 環境保全行政の体制（各機関の役割）



## 水質汚濁防止法、土壤汚染対策法に係る相談・問合せ窓口

◆政令指定都市（静岡市、浜松市）及び特例市（沼津市、富士市）は  
該当市の環境保全担当課へ直接連絡してください。

### ◆上記以外の市町

⇒東部健康福祉センター生活環境課（電話 055-920-2136）

※三島市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、伊豆市、下田市、富士宮市、清水町、長泉町、函南町、小山町、東伊豆町、河津町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町

⇒中部健康福祉センター環境課（電話 054-644-9268）

※焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町

⇒西部健康福祉センター環境課（電話 0538-37-2250、2571）

※磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市、湖西市、森町

⇒県庁生活環境課 大気水質班（電話 054-221-2253）

⇒各市町環境保全担当課

御清聴ありがとうございました

